高圧ガスの製造廃止届について手引き

１　高圧ガス製造設備での製造を廃止するには都道府県への届出が必要です。

　　第一種製造者又は第二種製造者は、高圧ガスの製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります。

２　手続きに必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書類 | 部数 |
| 高圧ガス製造廃止届書（一般則様式第２４、液石則様式第２３） | 1 |

※控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第２４（一般則第４２条）、様式第２３（液石則第４２条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス製造廃止届書 | 一　般  液　石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 | | |
| 事業所所在地 | 〒 | | |
| 製造廃止年月日 |  | | |
| 製造廃止の理由 |  | | |

年 月 日

代表者 氏名

鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。